

# 兵庫県立あわじ特別支援学校 教育実習申込要項

## 1 教育実習の目的

特別支援学校教諭の免許状を取得する者に対して、教育実習の機会を提供し、教員に必要な基礎的知識、技能、態度、心構えを修得することを目的とする。

## 2 対象者

対象者は大学等に在籍または卒業した者のうち、以下の条件を満たし、学校長が許可した者とする。

- (1) 特別支援学校の教育に携わりたいことを希望し、教員採用試験を受験する者
- (2) 淡路市、洲本市、南あわじ市に在住または帰省先を有する者
- (3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの免許（取得または取得見込み）を有する者
- (4) 麻疹の抗体検査の結果が陽性である、またはワクチン接種証明ができる者

## 3 実施期間

実施期間は前期（6～7月頃）と後期（9～10月頃）の本校が指定する10日間とする。ただし、大学等の教育実習のきまりにより10日間より短期または長期の教育実習期間を希望する場合は、申し込み前に必ず本校に実施の可否を問い合わせること。

## 4 受け入れ人数・学部

受け入れ人数は原則5名までとする。受け入れ人数が上限に達した場合は本校ホームページに掲載し、受け入れを終了する。また、実習を実施する際は、基礎免許に関係なく本校が指定する学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に配当する。

## 5 事前オリエンテーション

実習実施の2～3週間前頃の本校が指定する日時に実施する事前オリエンテーションに必ず出席すること。

## 6 教育実習の内容

教育実習中は、指導教諭の指導のもとで児童生徒に対する指導・支援にあたることとし、以下の内容とする。

- (1) 特別支援学校の教育全般
- (2) 児童生徒の理解と支援、授業の観察と参加、教材研究と授業実践
- (3) 学校行事や事務的作業、環境整備等の参加や手伝い

- (4) その他、講話等の本校が教育実習として計画する内容

## 7 申し込み及び手続き

実習を希望する者は、各大学等の教育実習担当者を経由して申し込むこととし、以下の手順により手続きを行う。

- (1) 実習を希望する年度の前年度5月1日～9月30日に、各大学等を通じて、本校の教務部長に実習を希望する旨を事前に電話連絡する。
- (2) 本校ホームページ掲載の「教育実習申込書」(様式1)に必要事項に記入する。
- (3) 各大学等は実習希望者を取りまとめ、教育実習を希望する年度の前年度5月1日～9月30日に「教育実習申込書」(様式1)を郵送にて本校へ提出(9月30日必着)する。
- (4) 本校で受け入れ可否の決定後、各大学等に実習可否について通知する。実習可の通知を受けた後、各大学等は必要書類(内諾書等)を郵送にて本校へ提出(返信用封筒を同封)し、手続きすることにより仮決定とする。
- (5) 各大学等は実習年度の4月1日～4月30日に正式依頼書類(承諾書等)を郵送にて本校へ提出(返信用封筒を同封)し、手続きすることにより正式決定とする。その際、実習期日や事前オリエンテーションについての通知も行う。
- (6) 実習生は、事前オリエンテーション時に麻疹の抗体有無についての証明書(検査結果のコピーまたは大学による証明)及び「誓約書」(様式2)を提出すること。

(提出先) 〒656-0053 兵庫県洲本市上物部2丁目1-17  
兵庫県立あわじ特別支援学校 教務部長 宛

## 8 注意事項

- (1) 警報等により本校が休校となった場合は実習を中止とし、その中止となった日の取り扱いを大学と協議する。
- (2) 実習中の事故に備え、保険への加入の有無を確認しておくこと。
- (3) 実習生として相応しくない言動が見られた場合、学校長の判断で実習を中止する。
- (4) 実習中は原則、公共交通機関及び自転車、徒歩により来校することとする。公共交通機関等の利用が難しい場合は、事前に必ず本校に問い合わせること。